

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
その翌日  
が休息日  
となる)

## 目 次

◇県議会告示 鳥取県議会図書室規程

## 県 議 会 告 示

鳥取県議会告示第二号

鳥取県議会図書室規程（昭和二十二年十二月鳥取県会告示第十五号）の  
全部を改正する。

昭和五十八年十月一日

鳥取県議会議長 伊 藤 武 夫

### 鳥取県議会図書室規程

#### (趣旨)

第一条 この規程は、図書、記録その他の資料（以下「資料」という。）  
を収集保存し、議員の調査研究に資するため議会に附置する図書室の運  
営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (資料の管理)

第二条 図書には分類票（様式第一号）及び整理表（様式第二号）を表示  
するとともに、図書原簿（様式第三号）に登録して管理するものとする。  
2 図書以外の資料は、別に定める帳簿に登録して管理するものとする。

#### (閲覧)

第三条 資料を閲覧しようとする者は、閲覧（借受）票（様式第四号）に  
所要事項を記入して図書室長（以下「室長」という。）に提出しなけれ  
ばならない。

#### (貸出し)

第四条 貸出しは、図書に限って行うものとする。  
2 同時に貸出しを受けることができる図書の数は、三冊以内とし、貸出  
期間は、議員にあつては二週間以内、議員以外の者にあつては一週間以  
内とする。  
3 前項の規定にかかわらず、室長が必要があると認めるときは、前項に  
規定する図書の数又は貸出期間を超えて貸出しを受けることができる。  
4 前条の規定は、図書の貸出しを受けようとする者に準用する。  
5 図書の貸出し等の状況は、図書貸出簿（様式第五号）に記載するもの  
とする。

#### (転貸禁止)

第五条 図書の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、当該図書を転貸してはならない。

（途中返納）

第六条 借受者は、貸出期間中であつても、室長が緊急の必要により図書の返納を求めたときは、直ちにこれを返納しなければならない。

（貸出禁止図書）

第七条 第四条第一項の規定にかかわらず、室長が貸出しを不適當と認められた図書については、貸出しをしない。

2 前項に規定する図書については、第二条第一項の規定による表示を未書により行うものとする。

（弁償）

第八条 資料を亡失し、又は損傷した者は、同一物により弁償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ないと認められるときは、当該資料の時価の範囲内で議長が定める額の金銭により弁償することができる。

（雑則）

第九条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和五十八年十月一日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の鳥取県議会図書室規程の規定により貸与されている図書は、改正後の鳥取県議会図書室規程の規定により貸し出されている図書とみなす。

様式第1号（第2条関係）

（分類番号）
（受入番号）
（巻数番号）

様式第2号（第2条関係）

鳥 取 県 議 会 図 書 室	
受入年月日	
登録番号	
分類番号	
受入番号	
巻数番号	

